

商 サ 第 8 2 8 号
平成 3 1 年 2 月 1 9 日

三共木工株式会社
代表取締役 森田繁子 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届 出 者 三共木工株式会社
代表取締役 森田繁子
- (2) 届 出 日 平成 30 年 9 月 11 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出（新設）
- (4) 名 称 （仮称）ヤオコー川越今福店
- (5) 店舗所在地 川越市今福 1 4 4 6 - 2 外

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

- (1) 店舗西側の私道の安全対策を徹底すること。特に、自転車、歩行者は、県道 8 号線側専用出入口へ誘導するよう徹底し、事故防止に努めること。
- (2) 開店後、店舗西側私道の状況を注視し、必要に応じて追加で安全対策を実施すること。